

第42期

定時株主総会 招集ご通知

平成26年4月1日～平成27年3月31日

開催日時

平成27年6月23日（火曜日）午前10時

開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター 5階

（会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会
会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないよう
ご注意ください。）

議決権行使期限

平成27年6月22日（月曜日）午後5時まで



目次

第42期定時株主総会招集ご通知…………… 2

添付書類

事業報告…………… 4
計算書類等…………… 16
監査報告書…………… 27

株主総会参考書類

議案及び参考事項…………… 30

第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件
第5号議案 補欠監査役1名選任の件

株式会社 アサシテ

証券コード：6073

証券コード：6073
平成27年6月5日

株 主 各 位

東京都新宿区新宿一丁目33番15号

株式会社 アサンテ

取締役社長 宗 政 誠

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、**当日ご出席願えない場合は**、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます、**同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月22日（月曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

1.日 時 平成27年6月23日（火曜日）午前10時

2.場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号

ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター 5階

(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。)

3.会議の目的事項

報告事項 第42期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の配当の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役8名選任の件

第4号議案 監査役3名選任の件

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎お願い：当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ご案内：株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.asante.co.jp/>)に掲載させていただきます。

事業報告

(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果

① 事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移したものの、個人消費は、消費税増税や物価上昇に伴う実質所得の減少等もあり回復は鈍く、不安定な状況で推移いたしました。また、雇用情勢の改善が続くなか、あらゆる産業で人手不足感が強まりました。

当社市場におきましては、既存家屋に対する長寿命化と防災面も含めた保全意識は依然として高く、これが白蟻防除を主軸とした当社事業にフォローとなっていると見ておりますが、当事業年度においては、消費者マインドの低迷に加えて天候不順の影響等も受け、厳しい事業環境が続きました。

このような状況下において、当社は平成26年4月に、東京証券取引所市場第一部への指定を受けました。また、経営体制の一層の強化とともにガバナンスの充実を図るため、社外取締役を新たに選任いたしました。組織戦略といたしましては、営業関連部門全体の組織強化と施策推進力向上のため、営業本部を設置し、取締役本部長を配しました。また、お客様とのリレーション強化、営業活動のバックアップを推進する本社組織として、サービス審査室を設置いたしました。

事業エリアの展開につきましては、和歌山支店を新規開設いたしました。営業戦略といたしましては、消費税増税後の消費停滞の影響を最小化するため、認知度向上に努めるとともに、既存顧客とのリレーション強化による安定的な売上確保に注力いたしました。また、シニア世代の営業職採用など、新たな人員採用・活用策により営業活動量の増大を図りました。

しかし、消費者マインドの低迷が長引き、かつ台風上陸や積雪などの天候不順の影響が当社営業エリアの大部分に及んだことで、新規営業職の増員が実績向上に繋がらず、新規顧客向け営業の売上高は前期を下回りました。一方、既存顧客向け営業は、こうした影響を受けにくかったものの、売上高は前期比小幅な伸びに止まりました。

この結果、売上高は前期比254百万円減（同2.0%減）の12,669百万円となりました。

一方、損益面では、費用の効率化に努めたものの、第1四半期における広告宣伝費の増加、売上増を見込んで施工体制を強化したことによる労務費や機器・資材・車両関連費用の増加等により、営業利益は前期比271百万円減（同10.6%減）の2,299百万円、経常利益は前期比217百万円減（同8.5%減）の2,349百万円となりました。当期純利益は、復興特別法人税の廃止、課税所得の減少等の影響により、前期比33百万円増（同2.4%増）の1,412百万円となりました。また、1株当たり当期純利益は前期比0.8%増の115円22銭となりました。

なお、当社の事業セグメントにつきましては、従来、木造家屋を対象に白蟻防除を主軸とした家屋保全サービスを提供する「ハウスマネジメント事業（HA事業）」と、主に法人所有物件を対象に害虫・害獣等の防除サービスを提供する「トータルサニテーション事業（TS事業）」の2事業を中長期的な業績拡大に向けた重要な事業として位置づけ、報告セグメントとしておりました。しかし、TS事業が、企業間競争の激化により業績は低位に安定し、かつ中長期的な事業拡大策の打ち出しも難しい状況であることを受け、今般、TS事業の事業規模を勘案して中長期の事業戦略に基づく位置付けを見直しました結果、当事業年度から単一セグメントに変更いたしました。

② 対処すべき課題

当社は、経営理念並びに中期的な経営方針を実現し、以って持続的な成長と企業価値の向上を図るために、下記の対処すべき課題について積極的に戦略・施策を立案、推進してまいります。

- (i) 「攻めのガバナンス」実現に向けた経営組織強化
- (ii) 成長性、持続性向上に資する資本投資策の検討、実施
- (iii) 営業基盤のスケールアップ
- (iv) 総スキル向上にむけた採用、育成、活性化推進
- (v) 業務価値・効率の向上並びにローコストオペレーションの推進
- (vi) ステークホルダーへの情報発信と建設的対話の推進
- (vii) 内部統制システム体制強化

③ 設備投資の状況

既存の教育施設である三ヶ日総合研修センターの老朽化に伴い、建て替えを実施しており、その設備投資の総額は939百万円となりました。

④ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承認の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

2 財産及び損益の状況

区 分 \ 期 別	第39期 (平成24年3月期)	第40期 (平成25年3月期)	第41期 (平成26年3月期)	第42期(当期) (平成27年3月期)
売 上 高 (百万円)	11,199	12,079	12,924	12,669
営 業 利 益 (百万円)	1,929	2,188	2,570	2,299
経 常 利 益 (百万円)	1,900	2,135	2,566	2,349
当 期 純 利 益 (百万円)	1,005	1,205	1,378	1,412
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	95.72	114.42	114.26	115.22
総 資 産 (百万円)	8,820	10,643	12,006	12,749
純 資 産 (百万円)	4,913	6,994	8,154	9,268
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	467.94	584.54	668.66	750.99

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数により、1株当たり純資産は期末現在の発行済株式数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。

3 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

4 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

主に木造家屋を対象に、白蟻防除等の各種施工によって木材を白蟻や湿気等から守るとともに、基礎補修・家屋補強施工により構造的な強化を図ります。また、家庭用太陽光発電システムや住宅リフォーム等も取り扱っており、これらのアフターメンテナンスとの組み合わせによって、「総合ハウスメンテナンスサービス」を効率的に提供いたします。

また、主にオフィスビル・飲食店等の法人所有物件を対象に、ゴキブリ・ネズミ等の害虫・害獣防除等を行っております。

5 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

本	社	東京都新宿区
支 営 工	店 所 場	東北・福島支店（福島県郡山市）
		新潟支店（新潟県新潟市）
		茨城支店（茨城県土浦市）
		北関東支店（群馬県高崎市）
		長野支店（長野県長野市）
		東京支店（東京都新宿区）
		神奈川支店（神奈川県横浜市）
		千葉支店（千葉県千葉市）
		静岡支店（静岡県静岡市）
		愛知支店（愛知県名古屋市）
		岐阜支店（岐阜県岐阜市）
		京都支店（京都府京都市）
		和歌山支店（和歌山県和歌山市）
研 修 セ ン タ ー		伊万里工場（佐賀県伊万里市）
		三ヶ日総合研修センター（静岡県浜松市）
		猪苗代総合研修センター（福島県耶麻郡猪苗代町）

（注）平成27年4月27日付で、奈良県奈良市に奈良支店と奈良営業所を開設いたしました。

6 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
924名	40名増	34.7歳	8.0年

（注）使用人数には、受入出向者（2名）を含み、派遣出向者（2名）、嘱託（33名）及び臨時従業員（5名）は含まれておりません。

7 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	421百万円
株式会社みずほ銀行	262百万円
静岡県信用農業協同組合連合会	195百万円
農林中央金庫	97百万円
株式会社りそな銀行	73百万円

8 その他会社の現況に関する重要な事項

当社株式は、平成26年4月24日に東京証券取引所市場第一部銘柄に指定されました。

2. 会社の状況に関する事項

1 株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 42,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 12,341,900株 |
| ③ 株主数 | 8,811名 |
| ④ 大株主 | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
株式会社ムネマサ	3,750,000株	30.4%
宗政誠	856,425株	6.9%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	561,700株	4.6%
ノーザントラストカンパニーエイプイエフシーリフィデリティファンズ	418,000株	3.4%
渋谷健一	361,000株	2.9%
アサンテ従業員持株会	355,375株	2.9%
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505224	325,000株	2.6%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	291,000株	2.4%
宗政ヨシ	225,000株	1.8%
宗政和美	225,000株	1.8%

⑤ その他株式に関する事項

当社は、新株予約権の権利行使により発行済株式の総数が147,200株増加しております。

なお、平成22年1月21日開催の取締役会決議による新株予約権につきましては、平成27年1月21日をもって行使期間が終了しております。

2 会社の新株予約権等に関する事項（平成27年3月31日現在）

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項（平成27年3月31日現在）

① 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	宗 政 誠	
専 務 取 締 役	渋谷 健 一	株式会社ヒューマン・グリーンサービス 取締役
常 務 取 締 役	飯 柴 正 美	経営企画室長
取 締 役	亀 山 彰	経理部長 株式会社ヒューマン・グリーンサービス 取締役
取 締 役	西 山 敦	総務部長 株式会社ヒューマン・グリーンサービス 監査役
取 締 役	宮 内 征	営業本部長
取 締 役	内 田 勝 巳	株式会社エー・ジー・ピー代表取締役社長 株式会社ホギメディカル取締役
常 勤 監 査 役	犬 飼 由喜夫	
監 査 役	櫛 田 泰 彦	弁護士
監 査 役	黒 澤 誠 一	公認会計士

- (注) 1. 取締役内田勝巳氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役犬飼由喜夫、櫛田泰彦、黒澤誠一の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役黒澤誠一氏は長年にわたり公認会計士としての勤務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役内田勝巳、監査役犬飼由喜夫、監査役櫛田泰彦及び監査役黒澤誠一の4氏は、株式会社東京証券取引所に定める独立役員であります。
5. 平成27年4月1日付で、亀山彰氏は取締役人事本部長兼人事部長、宮内征氏は取締役営業本部長兼TS営業部長にそれぞれ就任しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役	7 名	235,960千円
監 査 役	3 名	24,028千円
合 計	10 名	259,988千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 第37期定時株主総会（平成22年6月25日開催）決議に基づく取締役の報酬限度額は、年額300,000千円（ただし、使用人分給与は含まない）であります。
3. 第37期定時株主総会（平成22年6月25日開催）決議に基づく監査役の報酬限度額は、年額50,000千円であります。なお、監査役の報酬については、その職務に鑑み、固定報酬である月例報酬のみとしております。
4. 上記支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金16,896千円が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

(i) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	他の法人等の兼職状況
取 締 役	内 田 勝 巳	株式会社エー・ジー・ピーの代表取締役社長であります。当社と同社に重要な取引その他の関係はありません。 株式会社ホギメディカルの取締役であります。当社と同社に重要な取引その他の関係はありません。
監 査 役	犬 飼 由喜夫	該当事項はありません。
監 査 役	櫛 田 泰 彦	櫛田法律事務所の代表者であります。当社と同事務所に重要な取引その他の関係はありません。
監 査 役	黒 澤 誠 一	黒澤公認会計士事務所の代表者であります。当社と同事務所に重要な取引その他の関係はありません。

(ii) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	内 田 勝 巳	平成26年6月24日の就任後、12回開催された取締役会全てに出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見から経営全般にわたって適宜発言を行なっております。
監 査 役	犬 飼 由喜夫	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会17回の全てに出席し、事業会社における豊富な経験・見地から適宜発言を行なっております。
監 査 役	櫛 田 泰 彦	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会17回の全てに出席し、主に弁護士として専門的見地から適宜発言を行なっております。
監 査 役	黒 澤 誠 一	当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会17回の全てに出席し、主に公認会計士として培った豊富な経験・見地から適宜発言を行なっております。

(iii) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(iv) 報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
社 外 役 員	4 名	27,861千円

(注) 上記支給額には、当事業年度における役員退職慰労引当金1,941千円が含まれております。

4 会計監査人の状況（平成27年3月31日現在）

① 会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条

第1項の業務に係る報酬等の額 21,000千円

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に

係る報酬等の額 ー千円

合 計 21,000千円

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人の解任または不再任を株主総会の議案の目的とする場合には、会計監査人による監査の品質、監査の効率性、監査実績、独立性、監査の実施体制及び監査能力等を総合的に判断のうえ、監査役会における協議を経て行ないます。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を決議し、その後平成27年3月31日開催の取締役会において下記のとおり変更いたしました。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) 法令等の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当取締役を任命し、コンプライアンスの維持・強化を図る。その徹底を図るため、総務部は全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括し、内部監査室はコンプライアンスの状況を監査する。また、法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度を適用し、総務部、顧問弁護士事務所及び顧問社会保険労務士事務所に通報窓口を設置・運営し、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いを行なわないものとする。

(ii) 万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役を通じて、その内容・対処案を取締役会及び監査役または監査役会に報告する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (i) 取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理に関する事項は、文書管理規程に従うものとし、監査役が求めたときは、担当取締役もしくは所管部門長は、いつでも文書の閲覧及び謄写に供するものとする。
 - (ii) 情報システムを安全に利用及び活用するため、適切な維持管理・運用を行なう。
 - (iii) 万一情報システムに関連して問題が生じた場合には、システム部は速やかに、その内容・対処案を取締役に報告する。
 - (iv) 内部監査室は、情報システムの管理状況について監査を実施するものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (i) リスク管理規程に基づき、リスク管理担当取締役を任命し、適切なリスク対応を図る。そのため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その下に、経営企画室を核として、事務局を設置し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を行なう。
 - (ii) 各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行なうものとし、事務局へ定期的にリスク管理状況を報告し、連携を図るものとする。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - (i) 経営計画のマネジメントについては、経営方針を機軸に毎年策定される年度事業計画及び中期経営計画に基づき、各部門において目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定どおりに進捗しているか等、経営に係わる重要事項についての情報共有を行なうため、取締役及び常勤監査役並びに組織上の重要ポストに位置する管理職で構成する経営会議を月1回以上の頻度で開催する。
 - (ii) 日常の職務遂行に際しては、職務分掌規程及び職務権限規程に基づき権限の委譲が行なわれ、各責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行するとともに、稟議制度による意思決定プロセスの簡素化により、意思決定の迅速化を図る。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
総務部を子会社管理の担当部門とし、関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行なうとともに、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督するものとし、内部通報制度を適用するものとする。

-
- ⑥ 監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役は、総務部及び内部監査室に対してその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めることができるものとし、当該使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行なうものとする。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人等が監査役または監査役会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生するおそれがあるとき、違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役または監査役会に報告するものとし、報告したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いを行なわないものとする。
- ⑨ 監査費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項
監査役が必要と認めるときは、公認会計士、弁護士その他外部専門家に相談することができる。その費用については会社が負担するものとし、速やかに監査費用の前払いまたは償還の手続きに応じるものとする。
- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図るとともに、監査役は経営会議ほか重要な会議に出席することができるものとする。
- ⑪ 財務報告に係る内部統制に関する整備状況
財務報告に係る内部統制の構築については、経理部を担当部門とし、財務報告の適正性を確保するため、全社的な管理、運用体制の構築を図る。

⑫ 反社会的勢力の排除に向けた基本方針及び整備状況

- (i) 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。そのため、反社会的勢力対応マニュアルに基づき、会社全体として組織的に対応を行なうものとする。
- (ii) 総務部を反社会的勢力対応の担当部門とし、各部門間の報告・連絡体制を確立するとともに、各関係機関（警察、特防連等）との連携体制を構築し、反社会的勢力の排除に努める。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額及び株式数は、注記した事項を除き表示単位未満を切り捨てております。  
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

# 計算書類等

## 貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               |
|-----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>7,141,002</b>  |
| 現金及び預金          | 5,021,289         |
| 売掛金             | 1,687,206         |
| 製品              | 54,142            |
| 原材料及び貯蔵品        | 112,494           |
| 前払費用            | 141,193           |
| 繰延税金資産          | 122,090           |
| その他             | 4,272             |
| 貸倒引当金           | △1,687            |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,608,681</b>  |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>4,991,235</b>  |
| 建物              | 1,796,590         |
| 構築物             | 94,550            |
| 機械及び装置          | 20,902            |
| 車両運搬具           | 46                |
| 工具、器具及び備品       | 61,877            |
| 土地              | 2,952,605         |
| リース資産           | 64,661            |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>39,171</b>     |
| ソフトウェア          | 22,965            |
| その他             | 16,205            |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>578,274</b>    |
| 投資有価証券          | 4,500             |
| 関係会社株式          | 20,534            |
| 従業員に対する長期貸付金    | 93                |
| 破産更生債権等         | 10,316            |
| 長期前払費用          | 76,432            |
| 前払年金費用          | 159,927           |
| その他             | 360,486           |
| 貸倒引当金           | △54,016           |
| <b>資産合計</b>     | <b>12,749,683</b> |

| 科 目              | 金 額               |
|------------------|-------------------|
| <b>(負債の部)</b>    |                   |
| <b>流動負債</b>      | <b>2,216,546</b>  |
| 買掛金              | 243,464           |
| 短期借入金            | 70,000            |
| 1年内返済予定の長期借入金    | 421,080           |
| リース債務            | 28,784            |
| 未払金              | 386,020           |
| 未払費用             | 258,343           |
| 未払法人税等           | 257,701           |
| 未払消費税等           | 198,080           |
| 前受金              | 4,626             |
| 預り金              | 93,235            |
| 賞与引当金            | 255,208           |
| <b>固定負債</b>      | <b>1,264,482</b>  |
| 長期借入金            | 668,318           |
| リース債務            | 40,383            |
| 繰延税金負債           | 8,833             |
| 役員退職慰労引当金        | 471,050           |
| 資産除去債務           | 65,794            |
| その他              | 10,103            |
| <b>負債合計</b>      | <b>3,481,028</b>  |
| <b>(純資産の部)</b>   |                   |
| <b>株主資本</b>      | <b>9,268,654</b>  |
| <b>資本金</b>       | <b>1,156,410</b>  |
| <b>資本剰余金</b>     | <b>856,410</b>    |
| 資本準備金            | 856,410           |
| <b>利益剰余金</b>     | <b>7,255,834</b>  |
| 利益準備金            | 40,590            |
| その他利益剰余金         | 7,215,244         |
| 別途積立金            | 1,880,000         |
| 繰越利益剰余金          | 5,335,244         |
| <b>純資産合計</b>     | <b>9,268,654</b>  |
| <b>負債及び純資産合計</b> | <b>12,749,683</b> |



## 損益計算書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |            |
|--------------|---------|------------|
| 売上高          |         | 12,669,106 |
| 売上原価         |         | 3,647,735  |
| 売上総利益        |         | 9,021,371  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 6,721,774  |
| 営業利益         |         | 2,299,596  |
| 営業外収益        |         |            |
| 受取利息及び配当金    | 1,218   |            |
| その他          | 82,248  | 83,467     |
| 営業外費用        |         |            |
| 支払利息         | 13,385  |            |
| その他          | 20,202  | 33,587     |
| 経常利益         |         | 2,349,476  |
| 特別損失         |         |            |
| 固定資産除却損      | 20,490  | 20,490     |
| 税引前当期純利益     |         | 2,328,986  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 780,748 |            |
| 法人税等調整額      | 136,158 | 916,907    |
| 当期純利益        |         | 1,412,078  |

# 株主資本等変動計算書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

|                                | 株 主 資 本   |         |              |           |           |               |              |                  |
|--------------------------------|-----------|---------|--------------|-----------|-----------|---------------|--------------|------------------|
|                                | 資 本 金     | 資本剰余金   |              | 利 益 剰 余 金 |           |               |              | 株 主 資 本 計<br>合 計 |
|                                |           | 資本準備金   | 資本剰余金<br>合 計 | 利益準備金     | その他利益剰余金  |               | 利益剰余金<br>合 計 |                  |
|                                |           |         |              |           | 別途積立金     | 繰越利益<br>剰 余 金 |              |                  |
| 平成26年 4月 1 日残高                 | 1,134,330 | 834,330 | 834,330      | 40,590    | 1,880,000 | 4,264,825     | 6,185,415    | 8,154,075        |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額           |           |         |              |           |           | △36,792       | △36,792      | △36,792          |
| 会計方針の変更を反映した<br>平成26年 4月 1 日残高 | 1,134,330 | 834,330 | 834,330      | 40,590    | 1,880,000 | 4,228,033     | 6,148,623    | 8,117,283        |
| 事業年度中の変動額                      |           |         |              |           |           |               |              |                  |
| 新株の発行                          | 22,080    | 22,080  | 22,080       |           |           |               |              | 44,160           |
| 剰余金の配当                         |           |         |              |           |           | △304,867      | △304,867     | △304,867         |
| 当期純利益                          |           |         |              |           |           | 1,412,078     | 1,412,078    | 1,412,078        |
| 事業年度中の変動額合計                    | 22,080    | 22,080  | 22,080       | －         | －         | 1,107,211     | 1,107,211    | 1,151,371        |
| 平成27年 3月31日残高                  | 1,156,410 | 856,410 | 856,410      | 40,590    | 1,880,000 | 5,335,244     | 7,255,834    | 9,268,654        |

|                             | 純資産合計     |
|-----------------------------|-----------|
| 平成26年4月1日残高                 | 8,154,075 |
| 会計方針の変更による<br>累積的影響額        | △36,792   |
| 会計方針の変更を反映した<br>平成26年4月1日残高 | 8,117,283 |
| 事業年度中の変動額                   |           |
| 新株の発行                       | 44,160    |
| 剰余金の配当                      | △304,867  |
| 当期純利益                       | 1,412,078 |
| 事業年度中の変動額合計                 | 1,151,371 |
| 平成27年3月31日残高                | 9,268,654 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券  
時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

#### (2) デリバティブの評価基準

- 及 び 評 価 方 法……………時価法によっております。  
なお、デリバティブ取引のうち特例処理の要件を満たしている場合には特例処理によっております。

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製 品……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。
- ② 原 材 料……………移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。
- ③ 貯 蔵 品……………最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）によっております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
(リース資産を除く)……………定率法によっております。  
ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。  
建 物 3 ～65年  
構築物 7 ～40年

---

② 無形固形資産

(リース資産を除く)……………定額法によっております。  
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………期末現在に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。  
なお、数理計算上の差異については、その発生時の翌事業年度から１年で費用処理することとしております。
- ④ 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

- (6) 繰延資産の会計処理方法  
株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。
- (7) 消費税等の会計処理方法  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (8) 記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が57,167千円減少、繰延税金資産（固定）が20,374千円増加し、繰越利益剰余金が36,792千円減少しております。また、当事業年度の損益計算書へ与える影響は軽微であります。

なお、1株当たり情報へ与える影響は当該箇所に記載しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

① 担保提供資産

| 種 類 | 期 末 帳 簿 価 額 |
|-----|-------------|
| 建 物 | 291,932千円   |
| 土 地 | 2,142,167千円 |
| 計   | 2,434,100千円 |

② 上記に対応する債務

| 内 容                       | 期 末 残 高   |
|---------------------------|-----------|
| 1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金 | 281,000千円 |
| 長 期 借 入 金                 | 432,750千円 |
| 計                         | 713,750千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,042,900千円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務

| 内 容         | 期 末 残 高 |
|-------------|---------|
| 短 期 金 銭 債 権 | 769千円   |
| 短 期 金 銭 債 務 | 6,723千円 |

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| 内 容       | 期 末 残 高  |
|-----------|----------|
| 営 業 取 引 高 | 59,838千円 |

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の数 12,341,900株  
 (2) 当事業年度の末日における自己株式の数 —  
 (3) 剰余金の配当に関する事項  
 ① 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額    | 1株当たり<br>配当額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-----------|--------------|------------|------------|
| 平成26年6月24日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 304,867千円 | 25円          | 平成26年3月31日 | 平成26年6月25日 |

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものの次のとおり決議を予定しております。

| 決 議 予 定              | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総額 | 1株当たり<br>配当額 | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|------------|--------------|------------|------------|
| 平成27年6月23日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 394,940千円  | 32円          | 平成27年3月31日 | 平成27年6月24日 |

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因

|            |            |
|------------|------------|
| 繰延税金資産     |            |
| 役員退職慰労引当金  | 152,337千円  |
| 賞与引当金      | 84,474千円   |
| ゴルフ会員権     | 31,801千円   |
| 保険積立金      | 22,287千円   |
| 資産除去債務     | 21,293千円   |
| 未払事業税等     | 21,249千円   |
| 未払社会保険料    | 12,091千円   |
| 減価償却費超過額   | 7,624千円    |
| 貸倒引当金繰入超過額 | 3,761千円    |
| その他        | 3,958千円    |
| 繰延税金資産小計   | 360,879千円  |
| 評価性引当額     | △187,774千円 |
| 繰延税金資産合計   | 173,105千円  |
| 繰延税金負債     |            |
| 前払年金費用     | △51,720千円  |
| 資産除去債務     | △8,127千円   |
| 繰延税金負債合計   | △59,848千円  |
| 繰延税金資産の純額  | 113,257千円  |

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.64%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.10%、平成28年4月1日以降のものについては32.34%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が8,457千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が8,457千円増加しております。



## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。

借入金の使途は運転資金であり、流動性リスクを抑制するため、適時に資金繰計画を作成・更新することにより管理しております。

また、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引は内規に従い、実需の範囲で行なうこととしております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注) 2.を参照ください）。

|                | 貸借対照表計上額      | 時 価           | 差 額      |
|----------------|---------------|---------------|----------|
| (1) 現金及び預金     | 5,021,289千円   | 5,021,289千円   | 一千円      |
| (2) 売掛金        | 1,687,206千円   | 1,687,206千円   | 一千円      |
| (3) 長期借入金 (*1) | (1,089,398千円) | (1,087,839千円) | △1,558千円 |
| (4) デリバティブ取引   | 一千円           | 一千円           | 一千円      |

(\*1) 長期借入金は、1年内返済予定の長期借入金を含んだ金額で表示しております。

(\*2) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

(注) 1.金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

(4) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記(3)参照)

(注) 2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分                     | 貸借対照表計上額 |
|-------------------------|----------|
| 関 係 会 社 株 式 (子 会 社 株 式) | 20,534千円 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

750円99銭

1株当たり当期純利益

115円22銭

(注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当事業年度の1株当たり情報へ与える影響は軽微であります。

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月21日

株式会社 アサシテ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 明典 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 広幸 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アサシテの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築及び運用については、継続的な改善が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月27日

株式会社アサンテ 監査役会

|              |       |   |
|--------------|-------|---|
| 常勤監査役（社外監査役） | 犬飼由喜夫 | ㊟ |
| 監査役（社外監査役）   | 櫛田 泰彦 | ㊟ |
| 監査役（社外監査役）   | 黒澤 誠一 | ㊟ |

以 上

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の配当の件

剰余金の配当につきましては、株主の皆さまに対する利益還元を優先的に考え、安定的な配当の維持を基本として配当性向、企業体質の強化及び内部保留の充実等を総合的に勘案のうえ、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類  
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式 1 株につき金32円                      総額394,940,800円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年 6 月24日

第 2 号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
  - (1) 当社の事業の現状に即し事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条（目的）に所要の変更を行なうものであります。
  - (2) 補欠監査役の選任を毎年行なう煩雑さを避けるため、補欠監査役の選任決議の効力を 2 年とするための規定を新設するものであります。
  - (3) 会社法改正に伴ない、業務執行取締役等を除いた取締役及び監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とするため、所要の変更を行なうものであります。  
なお、第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
  - (4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行なうものであります。
- 2. 変更の内容  
変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (目 的)<br>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br><br>1. ～ 8. (条文省略)<br>9. 建築工事業<br><br>10. ～ 18. (条文省略) | (目 的)<br>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br><br>1. ～ 8. (現行どおり)<br>9. 建築工事業、 <u>建築物の設計および工事</u><br><u>監理</u><br>10. ～ 18. (現行どおり) |

## (取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## (新 設)

## 第35条 ～ 第40条（条文省略）

## (監査役の責任免除)

第41条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第42条 ～ 第49条（条文省略）

## (取締役の責任免除)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## (補欠監査役の選任に係る決議の効力)

第35条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

## 第36条 ～ 第41条（現行どおり）

## (監査役の責任免除)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第43条 ～ 第50条（現行どおり）

### 第3号議案

### 取締役8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 宗政誠氏、渋谷健一氏、飯柴正美氏、亀山彰氏、西山敦氏、宮内征氏、内田勝巳氏は任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                            | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | むね まさ まこと<br>宗 政 誠<br>(昭和18年9月26日生)     | 昭和48年9月 三洋消毒株式会社（現株式会社アサント）設立<br>代表取締役社長（現任）                                                                                                                                                                                  | 856,425株       |
| 2          | しぶ や けん いち<br>渋谷 健 一<br>(昭和19年4月8日生)    | 昭和49年10月 当社入社<br>昭和58年10月 当社取締役業務部長<br>昭和59年9月 当社常務取締役<br>平成3年11月 当社専務取締役<br>平成11年4月 株式会社ヒューマン・グリーンサービス取締役<br>（現任）<br>平成14年6月 株式会社伊万里製作所代表取締役社長<br>平成14年9月 当社専務取締役営業本部長兼資材部長<br>平成16年5月 当社専務取締役HA統括部長<br>平成16年11月 当社専務取締役（現任） | 361,000株       |
| 3          | いい しば まさ み<br>飯 柴 正 美<br>(昭和25年12月24日生) | 平成48年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ<br>銀行）入行<br>平成14年9月 当社入社経営企画室長<br>平成14年11月 当社取締役経営企画室長<br>平成16年11月 株式会社伊万里製作所取締役<br>平成17年11月 当社常務取締役経営企画室長<br>平成20年4月 当社常務取締役経営企画部長<br>平成21年4月 当社常務取締役経営企画室長（現任）                                | 30,100株        |



| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                   | 所有する<br>当社株式の数 |
|-----------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 4         | かめ やま あきら<br>亀 山 彰<br>(昭和28年 4 月19日生)   | 平成51年 4 月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行<br>平成16年10月 当社入社経理部長<br>平成17年11月 当社取締役経理部長<br>平成18年 6 月 株式会社ヒューマン・グリーンサービス取締役（現任）<br>平成27年 4 月 当社取締役人事本部長兼人事部長（現任）                                                                                              | 16,500株        |
| 5         | にし やま あつし<br>西 山 敦<br>(昭和38年 4 月16日生)   | 平成15年 4 月 当社入社<br>平成16年 5 月 当社経営企画室室長代理<br>平成17年 3 月 当社経営企画室次長<br>平成17年 9 月 当社営業本部長兼H A事業部長<br>平成19年 4 月 当社総務部長<br>平成19年 6 月 株式会社ヒューマン・グリーンサービス監査役（現任）<br>平成25年 6 月 当社取締役総務部長（現任）                                                                    | 5,000株         |
| 6         | みや うち せい<br>宮 内 征<br>(昭和46年 3 月11日生)    | 平成 6 年 3 月 当社入社<br>平成14年 4 月 当社営業統括本部課長<br>平成20年 9 月 当社H A事業部次長<br>平成22年 4 月 当社H A事業部長<br>平成25年 6 月 当社取締役HA事業部長<br>平成27年 2 月 当社取締役営業本部長<br>平成27年 4 月 当社取締役営業本部長兼TS営業部長（現任）                                                                           | 19,700株        |
| 7         | うち だ かつ み<br>内 田 勝 巳<br>(昭和19年 2 月26日生) | 昭和43年 4 月 東京証券取引所（現株式会社東京証券取引所）入所<br>昭和52年12月 小泉グループ株式会社入社<br>昭和55年12月 コンピューターサービス株式会社（現株式会社SCSK）監査役<br>昭和59年 3 月 株式会社モスフードサービス取締役<br>昭和61年10月 株式会社エー・ジー・ピー設立 代表取締役社長（現任）<br>平成 6 年 6 月 株式会社ホギメディカル監査役<br>平成19年 6 月 同社取締役（現任）<br>平成26年 6 月 当社取締役（現任） | —              |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                  | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 8          | ※<br>どう が き な い し げ は る<br><b>堂 垣 内 重 晴</b><br>(昭和24年 5 月11日生) | 昭和48年 4 月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京ＵＦ<br>Ｊ銀行）入行<br>平成15年 5 月 株式会社テクノ菱和入社<br>平成15年 6 月 同社取締役<br>平成19年 1 月 同社常務取締役営業本部長<br>平成26年 4 月 同社専務取締役営業本部長（現任）<br><br>（重要な兼職の状況）<br>株式会社テクノ菱和専務取締役営業本部長 | —              |

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 内田勝巳氏、堂垣内重晴氏の両氏は、社外取締役候補者であります。  
 なお、内田勝巳氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。堂垣内重晴氏は当社の特定関係事業者である株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の業務執行者でありましたが、同行退職後10年以上経過しており、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしていることから、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 内田勝巳氏は、経営に関して豊富な経験と幅広い知識を有しており、経営全般に対して有益な助言やコーポレート・ガバナンス強化が図れるものと判断しております。  
 なお、同氏の当社社外取締役としての在任期間は、総会終結の時をもって1年であります。
5. 堂垣内重晴氏は、経営に関して豊富な経験と営業面における幅広い知識を有しており、経営全般に対して有益な助言やコーポレート・ガバナンス強化が図れるものと判断しております。
6. 堂垣内重晴氏は、株式会社テクノ菱和専務取締役営業本部長であります。平成27年6月26日に開催される同社定時株主総会終結の時をもって退任する予定であります。また、同氏は平成27年6月26日にディー・ビー・エックス株式会社社外取締役に就任する予定であります。
7. 当社は内田勝巳氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。また、同氏が取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、上記責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は堂垣内重晴氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

## 第4号議案

## 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 犬飼由喜夫氏、櫛田泰彦氏、黒澤誠一氏は任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>(生年月日)                                | 略歴、地位及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社株式の数 |
|------------|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1          | いぬ かい ゆ き お<br>犬 飼 由喜夫<br>(昭和27年12月 7 日生)    | 昭和50年 4 月 清水建設株式会社入社<br>平成15年12月 同社建築事業本部工務部長<br>平成19年 4 月 同社関東支店副支店長<br>平成23年 6 月 当社常勤監査役（現任）                                                                                                                | —              |
| 2          | くし だ や す ひ こ<br>櫛 田 泰 彦<br>(昭和21年 2 月13日生)   | 昭和52年 4 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）<br>昭和58年 4 月 櫛田法律事務所開設（現任）<br>平成14年 4 月 当社監査役（現任）                                                                                                                                   | —              |
| 3          | くろ さ わ せ い い ち<br>黒 澤 誠 一<br>(昭和21年 5 月19日生) | 昭和46年10月 監査法人東京第一公認会計士事務所入所<br>昭和58年 1 月 新光監査法人社員<br>平成 元 年 2 月 中央新光監査法人代表社員<br>平成19年 8 月 新日本監査法人（現新日本有限責任監査法人）<br>代表社員<br>平成22年 6 月 株式会社アイロムホールディングス監査役<br>平成22年 6 月 黒澤公認会計士事務所代表（現任）<br>平成23年 6 月 当社監査役（現任） | —              |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 犬飼由喜夫、櫛田泰彦、黒澤誠一の3氏は、社外監査役候補者であります。
- なお、各監査役候補者は株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立社員としての要件を満たしており、独立社員として同取引所に届け出ております。
3. 犬飼由喜夫氏は、事業会社における豊富な経験と幅広い知識を有しており、会社経営の監督機能強化のために適任であると判断しております。
- なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、総会終結の時をもって4年であります。
4. 櫛田泰彦氏は、主に弁護士としての専門的知見と経験を有しており、引き続き当社の監査に生かしていただくことができるものと判断しております。
- なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、総会終結の時をもって13年2ヶ月であります。
5. 黒澤誠一氏は、公認会計士としての企業会計等に関する豊富な専門的知見と経験を有しており、当社の監査に生かしていただくことができるものと判断しております。
- なお、同氏の当社社外監査役としての在任期間は、総会終結の時をもって4年であります。また、同氏は平成27年6月19日に東邦チタニウム株式会社社外監査役に就任する予定であります。
6. 当社と各監査役候補者は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。また、3氏が、監査役に就任された場合、当社は3氏との間で、上記責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名<br>(生年月日)                             | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| なが さき たけ ひこ<br>長 崎 武 彦<br>(昭和18年 5 月31日生) | 昭和44年 1 月 監査法人東京第一公認会計士事務所入所<br>平成 元 年 5 月 太田昭和監査法人（現新日本有限責任監査法人）代表社員<br>平成21年 6 月 三菱石油株式会社監査役（現任）<br>平成21年 7 月 公認会計士長崎武彦事務所代表（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>三菱石油株式会社監査役<br>公認会計士長崎武彦事務所代表 | —              |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 長崎武彦氏は、社外監査役候補者であります。  
なお、同氏は公認会計士としての企業会計等に関する豊富な専門的知見と経験を有しており、当社の監査に活かしていただくことができるものと判断しております。
3. 当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。長崎武彦氏が監査役に就任された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。

以 上

This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a template for writing or drawing. There are no margins, text, or other markings present.

This image shows a full page of blank, lined paper. It features approximately 20 evenly spaced horizontal grey lines across its entire width, providing a template for writing or drawing. The margins are consistent on all sides.

# 株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿八丁目17番1号  
ベルサール新宿グランドコンファレンスセンター5階  
TEL 03-3346-1396



|         |       |             |        |
|---------|-------|-------------|--------|
| 交通のご案内： | 丸ノ内線  | 西新宿駅 1番出口   | 徒歩 3分  |
|         | 大江戸線  | 都庁前駅 E 4出口  | 徒歩 7分  |
|         | 大江戸線  | 新宿西口駅 D 4出口 | 徒歩 11分 |
|         | J R 線 | 新宿駅 西口      | 徒歩 15分 |

株式会社 アサンテ



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。